平成２６年（フ）第１９号
福島県河沼郡会津坂下町字曲田1431番地１
曲田ハイツ１階102号室、住民票上の住所地
福島県喜多方市山都町字中野2130番地
債務者　鷲頭　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
群馬県安中市板鼻449番地１　シャトー・カルム102号
債務者　中野　一春
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第８４号
埼玉県深谷市東方町３丁目17番地５
債務者　山田　誠一
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０６号
千葉県船橋市旭町６丁目６番33―304号
債務者　齋藤　光也
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２７号
千葉県船橋市高根台３丁目２番226棟４号
債務者　佐々木武志
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４８号
千葉市花見川区宮野木台２―２―16　レオパレス宮野木台208号、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大曽根25番地10
債務者　坂元　　翔
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１５４号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番２棟405号
債務者　森田　　孝
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６３号
千葉市若葉区桜木１丁目32番49号　ヴィレッジダイドー202号
債務者　香取　重信
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
静岡県沼津市下河原町151番地の３　下河原団地Ｓ１―302、前住所静岡県沼津市中瀬町13番１号
債務者　嶋田　雅和
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
京都市南区久世中久世町２丁目82番地
債務者　松井　　正
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
京都市山科区勧修寺閑林寺61番地31　インサイトコート102
債務者　服部　博通
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅３棟362
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
京都市南区東九条柳下町６番地６　エクセレント十条401
債務者　稲田　時子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
京都市伏見区石田森南町34番地
債務者　宮﨑　英和
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
京都府長岡京市友岡３丁目７番６号　シティハウスフレンドヒルパートⅢ202、前住所千葉県柏市南増尾６丁目２番52号
債務者　Ｇｅｎｅ　Ｓｈｉｍａこと　嶋田かほり
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
京都市左京区浄土寺石橋町23番地　ハウス哲学の道２階７号室
債務者　池内　光子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
京都市伏見区小栗栖南後藤町88番地８、前住所京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地22―202
債務者　本郷　由香（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係